

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

常陸太田市長 宮田 達夫

市町村名 (市町村コード)	常陸太田市 (08212)
地域名 (地域内農業集落名)	水府② (和久、町田、町田第4、西染第1、西染第2、西染第3、中南第1、中南第2、中南第3、 中東、中西、東染第1、東染第2、東染第3、西河内上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第3回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・和久地区は人口322名のうち65歳以上の人口が197名(高齢化率61%)</li> <li>・町田地区は人口184名のうち65歳以上人口が94名(高齢化率51%)</li> <li>・西染地区は人口157名のうち65歳以上人口が84名(高齢化率54%)</li> <li>・中染地区は人口355名のうち65歳以上人口が203名(高齢化率57%)</li> <li>・東染地区は人口169名のうち65歳以上人口が93名(高齢化率55%)</li> <li>・河内西地区は人口14名のうち65歳以上人口が8名(高齢化率57%)</li> </ul> <p>→農業者についても減少と高齢化が進んでいることから、担い手の確保と遊休農地の増加が喫緊の課題となっている。現状は地元組織等において農地を維持しているが、持続的に農地の利用を図り、地域の活性化を進めるためには、担い手を育成するとともに、地域外から新たな担い手を確保する必要がある。また、農地整備が課題となっている。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地区の農業を維持するためには、農業者が安定して営農を継続できるよう農業所得を向上させる必要があることから、地域産そば・米でブランド商品を作り、高収益化を図るとともに、省力化のためスマート農業やインフラ整備(農地整備や農道拡張など)を行っていく。また、若い担い手確保のため、法人化による人材確保やブランド商品の情報発信等を行い、担い手(候補者・後継者)が地域に定着できる事業を推進するとともに、ドローン等を活用し、人手不足でも農業が続けられるようにスマート農業の推進を目指す。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	329 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	213 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業後継者や認定農業者・新規就農者を中心に農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の農地バンク制度を積極的に活用し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手等の意向を踏まえ、大型機械等でも運用の可能な農地整備や農道の拡張を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手確保のため、若手の人材を法人化・企業化等により受け入れる。 農業関係者が情報交換できる交流の場を作る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じ、常陸農業協同組合が出資するJA常陸アグリサポートに農作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が発生しないよう防護柵を設置するとともに地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域に参入している有機栽培農家(法人)を主とし、有機栽培に取り組んでいく。
- ③ドローン等を活用し、農作業の自動化や効率化を図る。
- ④地区内に参入している法人や新規就農者を主とし海外輸出用の農産物栽培を行う。
- ⑤地域に適した作物(果樹や枝物など)を検討し、付加価値が付く栽培方法を行う。
- ⑦地域の活動組織により、作付けが困難となった農地が荒廃しないように保全管理を行う。
- ⑩高収益化・ブランド化に向けた農産物(果樹や枝物など)の栽培拡大を図る。